DISCLOSURE 2020

お近くの信用保証協会へお気軽にご相談ください。

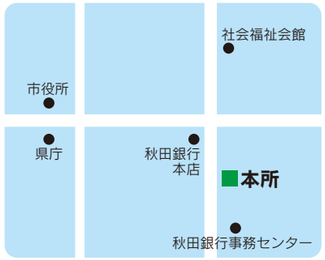

本所
〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号
（秋田県商工会館内）
TEL 018-863-9011／FAX 018-863-9188

秋田東営業室
TEL 018-863-9016／FAX 018-863-9010
担当地域：秋田市（主に東部）

秋田西営業室
TEL 018-863-9018／FAX 018-863-9010
担当地域：秋田市（主に西部）・男鹿市・潟上市
南秋田郡

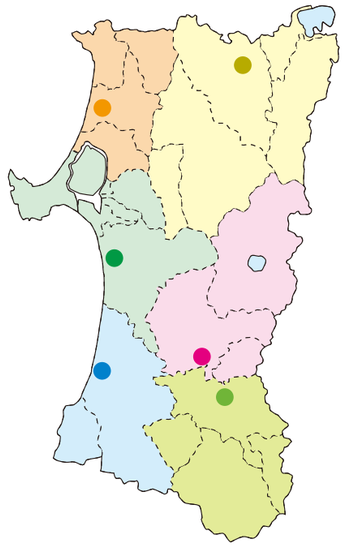

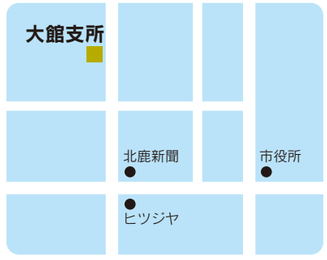

大館支所
〒017-0897 大館市字三の丸90番地
TEL 0186-49-2281／FAX 0186-49-2280
担当地域：大館市・鹿角市・北秋田市・北秋田郡・鹿角郡

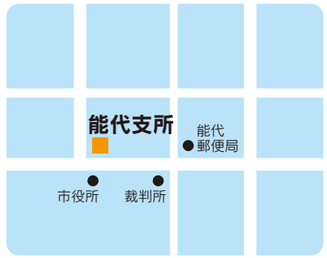

能代支所
〒016-0817 能代市上町6番28号
TEL 0185-54-2377／FAX 0185-55-2264
担当地域：能代市・山本郡

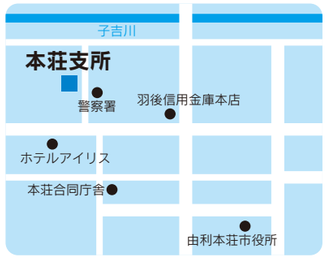

本荘支所
〒015-0821 由利本荘市看町66番地4
TEL 0184-22-5330／FAX 0184-22-5332
担当地域：由利本荘市・にかほ市

大曲支所
〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号
TEL 0187-63-1811／FAX 0187-63-1812
担当地域：大仙市・仙北市・仙北郡

横手・湯沢支所
〒013-0046 横手市神明町2番27号
TEL 0182-32-2361／FAX 0182-32-2363
担当地域：横手市・湯沢市・雄勝郡

秋田県信用保証協会

発　　行　日／令和２年7月31日
編　　集／秋田県信用保証協会 総務企画部
発　　行／秋田県信用保証協会
ホームページ／https://www.cgc-akita.or.jp
表 紙 写 真／鳥海山

DISCLOSURE 2020 事業概況

令和２年度版

秋田県信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Akita-Ken

ごあいさつ

DISCLOSURE 2020

秋田県信用保証協会

会 長 関 根 浩 一

平素は、当協会の信用保証業務につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会へのご理解をより一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「事業概況2020」を作成いたしました。本誌は、当協会の業務全般についての内容を記載しておりますので、信用保証のご利用にあたってお役立ていただければ幸いです。

新しい時代の幕開けとなった令和元年の県内経済は、生産活動において一部弱めの動きが見られましたが、設備投資が増加基調にあり、個人消費も持ち直すなど、全体として緩やかな回復傾向が続いておりました。

しかしながら、令和２年に入り新型コロナウイルス感染症の急速な拡大によるサプライチェーンの崩壊やステイホームによる自粛要請は、県内の小規模事業者や中小企業の皆様にとって大きな打撃となりました。

今もなお、終わりの見えないこの状況の中で、多くの皆様の資金繰りがひっ迫しており、事業の継続が危ぶまれる事態に直面しております。

このような状況のもと、当協会では、中小企業の皆様への円滑な資金確保支援にまずは注力し、必要に応じて経営支援を行うなど、国・県の施策に呼応し、金融機関と連携した保証対応に全力で取り組んでまいりました。

今年度におきましても、地域の中小企業や関係機関の皆様から、「信頼され、必要とされる保証協会」をめざし、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、新型コロナに伴う危機関連対策はもとより、更なる力強い金融支援に加え、保証利用の利便性向上と利用者負担軽減のため、関係機関との連携を強化し、協働による経営支援の充実に向けた取り組みなどを積極的に進めてまいります。

また、県内経済の維持と雇用の確保のため、事業承継という比較的リスクの高い局面を金融支援で支え、人・資産・知的財産など経営資源の承継支援に努めてまいります。

今後も、協会業務の効率化やコンプライアンス態勢の強化を図りながら、県内経済の成長に尽力してまいりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和２年7月

目　次

DISCLOSURE 2020

信用保証協会とは／秋田県信用保証協会プロフィール　2
秋田県信用保証協会役員・組織図　3
信用補完制度について　4
信用保証のご利用について　6
責任共有制度　8
信用保証料　9
主な保証制度（秋田県制度）　10
主な保証制度（国制度・協会制度）　12
主な保証制度（市町村制度）　14
新しい取り組み　15
企業支援のための取り組み　17
令和元年度業務実績
事業概況　20
金融機関別保証状況　21
業種別保証状況　22
制度別保証状況　23
市郡別保証状況　24
経営者保証を不要とする保証の取扱いについて　25
令和元年度　決算報告　26
令和２年度　経営計画について　30
個人情報の保護について　34
コンプライアンスについて　36

信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会役員・組織図
信用補完制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）
新しい取り組み
企業支援のための取り組み
令和元年度業務実績
令和元年度決算報告
令和2年度経営計画について
個人情報の保護について
コンプライアンスについて

信用保証協会とは

中小企業の金融円滑化を目的に、「信用保証協会法」に基づいて設立された「公的機関」です。

- 中小企業の皆様が、金融機関から**事業資金**を借入する際に、信用保証協会が**公的な保証人**となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

- 秋田県信用保証協会は、秋田県、各市町村、金融機関等から総額100億円の出資（出捐金）をいただき、国・県・市町村の中小企業施策の実施に重要な役割を果たしています。

信用保証事業の基本理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業に対して、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

令和2年3月31日現在、県内13,063の中小企業・小規模事業者にご利用いただいています。
秋田県の他に、各都道府県及び4市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）の合計51の信用保証協会があり、全国で約118万の中小企業の皆様からご利用いただいています。

	利用企業数	ご利用額（保証債務残高）	保証利用度
全国信用保証協会合計	1,180,087企業	20兆8,053億円	33.0%
秋田県信用保証協会	13,063企業	1,800億円	39.5%

秋田県信用保証協会プロフィール

設立認可	昭和26年4月24日
業務開始	昭和26年8月1日
根拠法	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
基本財産	178億77百万円
保証債務残高	1,800億円
保証利用企業者数	13,063企業（県内中小企業者数33,096企業）
保証利用度	39.5%
理事・監事	18名（うち常勤理事4名、常勤監事1名）
職員	71名
事務所	本所　秋田市 支所　大館市、能代市、由利本荘市、大仙市、横手市

秋田県信用保証協会　役員・組織図

役員

（令和2年7月1日現在）

役職名	氏　名
会長 常勤	**関根　浩一** 前：公益財団法人あきた企業活性化センター理事長
副会長	**三浦　廣巳** 秋田県商工会議所連合会会長
常務理事 常勤	**杉山　明生** 秋田県産業労働部課長待遇
理事 常勤	**田中　一博** 前：秋田県信用保証協会総務企画部長
理事 常勤	**伊藤　登志雄** 前：秋田県信用保証協会総務企画部長
理事	**新谷　明弘** 秋田銀行頭取
理事	**池田　秀** 秋田県信用金庫協会会長
理事	**伊藤　新** 北都銀行頭取
理事	**北林　貞男** 秋田県信用組合理事長
理事	**佐々木　哲男** 秋田県町村会会長
理事	**猿田　和三** 秋田県産業労働部長
理事	**高橋　大輔** 商工組合中央金庫秋田支店長
理事	**藤澤　正義** 秋田県中小企業団体中央会会長
理事	**穂積　志** 秋田県市長会会長
理事	**村岡　淑郎** 秋田県商工会連合会会長
監事 常勤	**木村　寿** 前：秋田県信用保証協会常勤理事
監事	**長谷部　弘輝** 税理士法人秋央　長谷部会計代表
監事	**古谷　薫** かおる総合法律事務所代表

理事　15名、監事3名

組織図

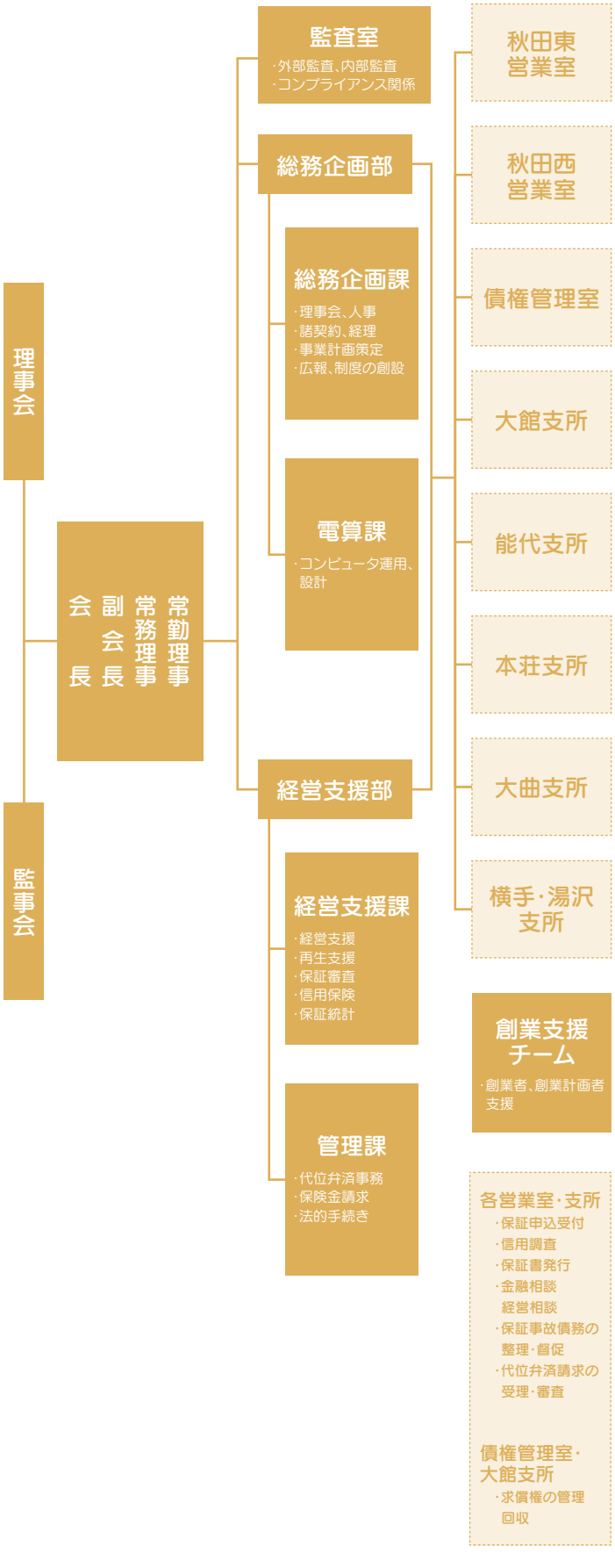

信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会 役員・組織図
信用補完制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）
新しい取り組み
企業支援のための取り組み
令和元年度業務実績
令和元年度決算報告
令和2年度経営計画について
個人情報の保護について
コンプライアンスについて

信用補完制度について

信用補完制度とは、信用保証協会が金融機関に対して、中小企業者の債務を保証する「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称で、これらの制度が有機的に結合することで中小企業金融の円滑化をめざしています。

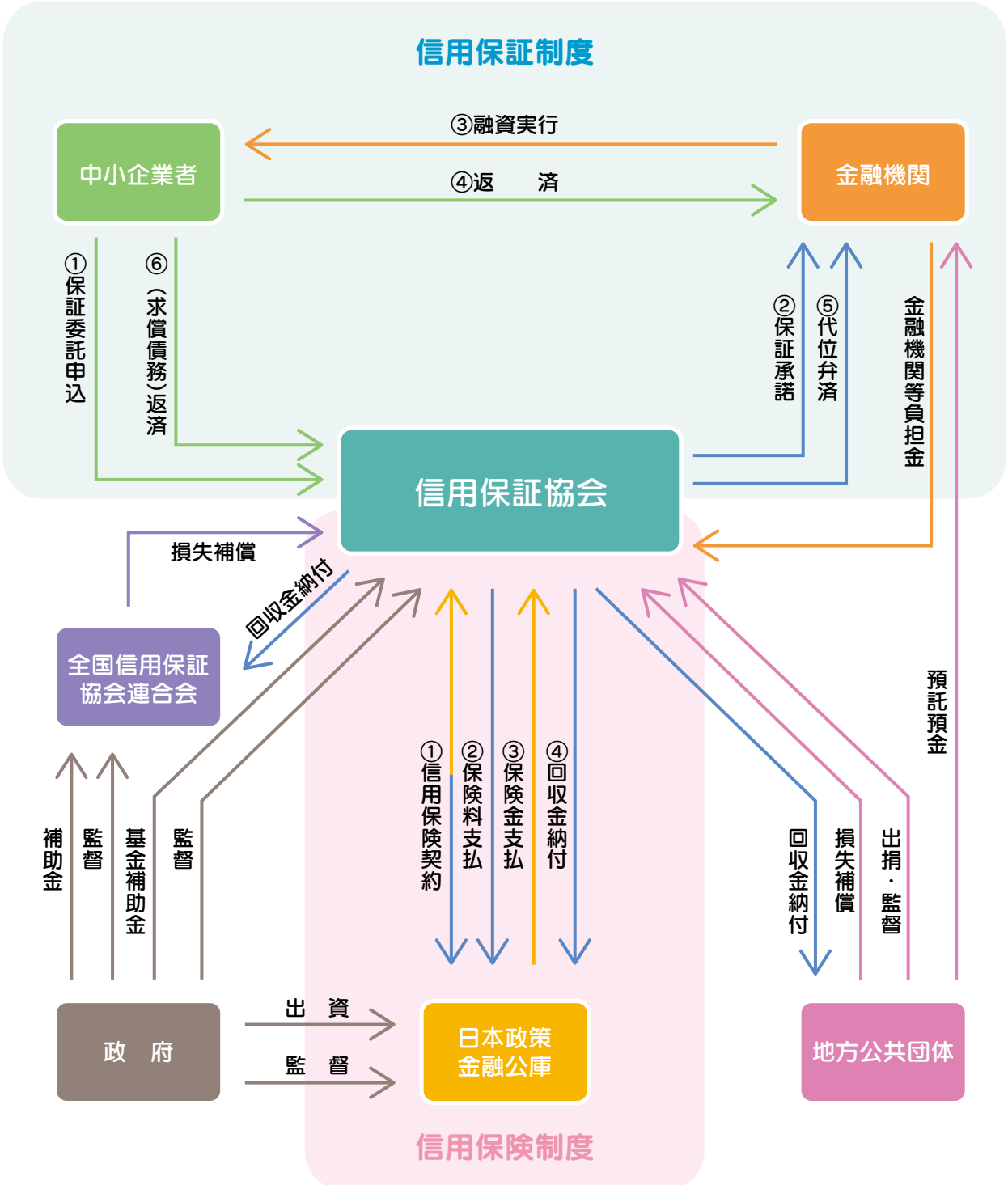

信用保証制度のしくみ

① 保証委託申込

中小企業者が信用保証を利用される場合、金融機関を経由して、あるいは直接信用保証協会に申し込みます。

② 保証承諾

信用保証協会は事業の内容などを調査し、申込を承諾する場合は金融機関へ「信用保証書」を発行します。

③ 融資実行

金融機関は、「信用保証書」の条件に基づいて融資を実行します。この際、中小企業者は所定の保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めます。

④ 返済

中小企業者は、返済条件に基づいて、借入した金額を返済します。

⑤ 代位弁済

何らかの事情で返済が困難になった場合、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。信用保証協会は、代位弁済請求に基づき、中小企業者に代わって金融機関へ代位弁済します。代位弁済と同時に、信用保証協会は、中小企業者に対して求償権を取得し債権者となります。

⑥ （求償債務）返済

代位弁済後、中小企業者は信用保証協会へ求償債務の返済をします。

信用保険制度のしくみ

①信用保険契約

信用保証協会の保証は、原則として、中小企業信用保険法に基づき日本政策金融公庫が行う信用保険に付されます。

②保険料支払

信用保証協会は、日本政策金融公庫に対し保険の種類ごとに定められた信用保険料を支払います。

③保険金支払

返済が困難となった中小企業者に代わって信用保証協会が金融機関へ代位弁済した場合、日本政策金融公庫に保険金の支払いを請求します。日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元金の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。

④回収金納付

中小企業者からの求償債務返済に応じ、信用保証協会は回収金の70%～90%（上記③と同じ割合）を日本政策金融公庫に返納します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける方

□所在地、営業実績…原則として秋田県内に事業所（店舗・事業所・工場等）があって、現在適法に事業を営んでいる方。

□企業規模 …… 資本金または常時使用する従業員が、次のいずれかに該当している方。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業 旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	－	300人以下

□業　種 …… 中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用可能です。ただし、農林漁業（素材生産及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、性風俗関連営業、宗教・政治・経済・文化団体等、中小企業信用保険法等において保証対象となっていない業種については、ご利用いただくことができません。また、許認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

□保証限度額…… 個人・法人　2億8,000万円　（組合等　4億8,000万円）
（この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠有）

□保証期間 …… 運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内
（制度保証については、要綱に定める期間）

□資金使途 …… 事業に必要な運転資金、設備資金が対象となります。
（住宅建設資金、消費資金など事業外の資金、当面利用予定のない不動産取得など投機的な資金は対象外）

□連帯保証人…… 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

□担　保 …… 不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可能です。
但し、事業規模、決算状況等により取扱可能額は変動します。

□保証審査

◎ 保証審査は、決算内容だけではなく、次のような項目を踏まえ総合的に審査を行います。

・経営実態、金融機関取引状況、不動産状況、担保設定状況
・支援企業の有無、金融機関の支援姿勢
・技術力、商品開発力、公的機関の認定
・今後の成長性、経営計画

◎ 赤字、債務超過となっている方でも今後の見通し、経営改善に関する事業計画の策定等により、企業維持が見込まれればご利用可能です。

保証をご利用いただくために解決すべき課題

次のいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保証取扱いの前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

◎社会保険料、税金を滞納している
◎前回の保証条件が不履行となっている
◎信用保証料が未納となっている
◎現在保証を受けている債務が延滞中の場合（連帯保証人を含む）
◎融通手形を利用している
◎高利借入を利用している
◎社外へ資金が流出している
◎当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受けている債務の連帯保証人となっている

ご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、保証の取扱いができません。

◎許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない場合
◎銀行取引停止処分（第１回不渡発生後６カ月以内の方を含む）を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
◎当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受け、支払いの終わっていない場合
◎競売、差押、破産等の法的手続き中の場合
◎暴力的不法行為者等が介在している場合

※反社会的勢力には保証の取扱いができません。
不当な資金源獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力との関係遮断ができるよう、信用保証委託契約等に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

責任共有制度

責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。

なお、セーフティネット保証や小規模事業者・創業者などを対象とした、責任共有対象外の保証制度もあります。

責任共有制度の詳細

具体的な方式	金融機関がリスクを負担する方式は、「部分保証方式」と「負担金方式」があります。（金融機関が選択します） ①部分保証方式 金融機関が融資する額の一定割合を保証する方式 ②負担金方式 金融機関の過去の保証利用実績（保証債務平均残高や代位弁済率等実績）に基づき一定の負担金を支払う方式
金融機関の負担割合	金融機関の負担割合は20%
対象除外制度	次の制度については対象除外となっております。 ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）１号～４号および６号 ②災害関連保証 ③創業関連保証、創業等関連保証 ④特別小口保険に係る保証 ⑤事業再生保証 ⑥小口零細企業保証（県・市町村の小口資金など） ⑦求償権消滅保証 ⑧中堅企業特別保証 ⑨東日本大震災復興緊急保証 ⑩経営力強化保証（責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既存残高の範囲内で借換する場合） ⑪事業再生計画実施関連保証（責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既存残高の範囲内で借換する場合） ⑫危機関連保証

＜責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図＞

①部分保証方式

保証時点

代位弁済時点

金融機関は80%の保証部分について、信用保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

②負担金方式

保証時点

代位弁済時点

金融機関は100%信用保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払うこととなります。

信用保証料

信用保証料

基準となる料率は中小企業者の経営状況に応じ、責任共有制度の対象となる場合では年0.45～1.90%の範囲内で次のとおりです。

県制度資金については、県で保証料の一部又は全額補給を実施しています。また、市町村制度については、各市町村で保証料の一部又は全額補給を実施しています。

信用保証料率表　（%）

区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
（下段は特殊料率）	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有対象外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
（下段は特殊料率）	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

信用保証料決定のプロセス

① 決算データについて、中小企業信用リスク情報データベース（略称ＣＲＤ）のスコアリングモデルに基づいて評価します。
② 評価結果に応じて基準となる料率を決定します。
③ 会計参与を設置している場合は中小企業会計割引として0.1%を、担保を提供いただいた場合は有担保割引として0.1%をそれぞれ割引し、最終的な保証料率となります。

※ 上記表の特殊料率とは、「カードローン根保証」「当座貸越根保証」「手形割引根保証」を利用する場合の料率です。
※ ＣＲＤは、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を目的に設立された中小企業を対象とした日本最大の信用情報データベースです。
※ 貸借対照表を作成していない個人事業者または決算データの無い創業者については、一律1.15%（責任共有対象外の場合1.35%）の保証料率が適用されます。

信用保証料の計算方法

＜一括返済の場合＞

信用保証料＝借入金額　×　保証期間（月数）　÷　12　×　保証料率

＜分割返済の場合＞

信用保証料＝借入金額　×　保証期間（月数）　÷　12　×　保証料率　×　分割返済係数

分割返済係数

返済回数	分割返済係数
2回　～　6回	0.70
7回　～　12回	0.65
13回　～　24回	0.60
25回以上	0.55

※不均等分割返済、据置金額がある場合等は別途計算が必要となります。

主な保証制度一覧　（秋田県制度）

制度名		略称	借入限度額	保証期間	借入利率（%）※①	保証料率（企業負担、%）
秋田県の特別保証制度	中小企業振興資金	一般資金	振興固定	1億円	運転 7年 設備 10年	1.95	1.55以内（※②）
			振興変動		運転 10年 設備 15年	1.70（※⑥）	
			働き方改革支援枠 固定		運転 7年 設備 10年	1.75	
			働き方改革支援枠 変動		運転 10年 設備 15年	1.50	
		小規模事業振興資金	マル小	（県小口と合算で）2,000万円	運転 7年 設備 10年	1.95	0.45以内（※③）
			ICT導入支援枠			1.55	
		流動資産融資保証	県ABL	1億円	1年（更新可）	1.60	0.68以内
		中小企業災害復旧資金	災害復旧	3,000万円	10年	1.35	0
	経営安定資金	経営安定資金	通常枠 受注減	8,000万円	10年	1.55	1.55以内（※②）
			通常枠 連鎖倒				1.55以内（※③）
			通常枠 消費税				1.55以内（※②）
			経営力強化枠	2億円	運転 5年 設備 7年	1.55	1.40以内
			借換枠	2億8千万円	10年	1.40	1.55以内
			特別改善枠	8,000万円 5,000万円	12年	1.95	1.55以内（※②）
	その他	事業革新資金	新事業事業革新	1億円	10年	1.30	0.60以内
		再生可能エネルギー設備資金	エネルギー設備	2億円	15年	1.30	1.07以内
		再生可能エネルギー導入支援資金	エネルギー支援	2億8千万円			1.55以内（※④）
		中小企業連携支援資金	グループ連携	5,000万円	10年	1.30	0.60以内
		秋田県事業承継資金	県事業承継	1億円（※⑦）	10年	1.30（後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けている方は1.10%）	0.60以内（※⑤）
		秋田県事業承継資金融資特別保証	バトンタッチ	2億円	10年	1.30（経営者保証コーディネーターの確認を受けている方は1.10%）	0.60以内（経営者保証コーディネーターの確認を受けている方は0%）
		中小企業アグリサポート資金	県アグリ	2,500万円	10年	1.55	0.60以内
	責任共有制度の対象除外資金	秋田県小口零細企業保証	県小口	（小規模と合算で）2,000万円	運転 7年 設備 10年	1.75	0.50以内
		秋田県創業支援資金	県創業関連 県創業等関連	3,500万円（※⑧）	10年	1.30（創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.10%）	0.60以内
			女性・若者支援枠	2,500万円（※⑧）		1.10	0
		秋田県再建企業特別融資資金	県再起	2,000万円（※⑨）	10年	金融機関所定	0.70以内
			県事業再生	1億円	1年	金融機関所定	1.2以内
秋田県の特別保証制度	新型コロナウイルス感染症対策資金	秋田県経営安定資金新型コロナウイルス感染症対策枠	県コロナ対策	5,000万円	10年	1.35※⑩	1.40以内※⑪
		秋田県危機関連融資	県危機関連コロナ	5,000万円	10年	1.15	0
		秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資	国無利子	4,000万円	10年	1.15又は1.35※⑫	0
		秋田県経営安定資金危機対策特別枠	県無利子		10年	1.35※⑬	0

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。（県ABL、借換枠、エネルギー設
※③ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。　※④ セーフティネット5号・7号認定を併用する
利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。　※⑦ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は
※⑩ セーフティネット保証4号認定を併用する場合は、▲0.2ポイントとなります。　※⑪セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は4号認定の場合0.68%、5号認定の場合0.56%と
の場合、1.35%となります。　※⑬ 県から利子補給があります（貸付から3年間）。4年目以降の利率は1.35%となります。

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和２年７月１日現在

担　保	取扱金融機関	備　　考
必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱ＵＦＪ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合	借入から完済まで借入利率が一定となります。
		借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。
		経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「秋田県版健康経営優良法人（秋田県認定）」のいずれかを取得している企業が対象となります。
		従業員数20名以下（商業、サービス業は５名以下）の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。
在庫または売掛債権のみ		在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。
原則不要		災害によって事務所棟が罹災した企業が対象となります。（市町村の罹災証明が必要です。）
必要に応じ		この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ①　直近３ヵ月間、直近６ヵ月間、今後３ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で５％以上減少した、または減少する見込みにあること。 ②　直近決算において赤字を計上
		倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有す企業が対象です。
		令和元年10月１日の消費税増税後の直近３か月間の受注高又は売上高が、前年同期に 比べて減少していることについて商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。
		外部の専門家のサポートを受けながら経営力強化に取り組まれる場合に、保証料率の引き下げを行い支援します。
		既存の緊急経済対策枠及び23年地震資金の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。
		中小企業再生支援協議会の支援を受け事業再生に取組む企業が対象です。
		商工調停士から事業再生計画についての指導を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。
必要に応じ		この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ①　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ②　県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③　事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④　新市場（海外を含む）進出による事業展開を図ろうとする方
必要に応じ		発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。
		発電事業を行う方の必要資金を支援します。
必要に応じ		異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。
必要に応じ		次の何れかの方が対象です。 ①　破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ②　事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ③　事業承継により従業員等が代表となった法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。） ④　事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方
		事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。秋田県事業承継ネットワーク事務局が雇用する経営者保証コーディネーターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率と保証料率を引き下げます。
		農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。（農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く）
原則不要		従業員20名（商業・サービス業は５名）以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。
不要		これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後５年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。 上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。
不要		過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から５年以内に新たに創業する方が対象です。
必要に応じ		法的な再建手続により事業再生に取組む方が対象です。
原則不要	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱ＵＦＪ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年１月以降の直近３か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少している方が対象です。
		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業信用保険法第２条第６項（危機関連保証）の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた方が対象です。
		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証４号又は５号、危機関連保証の規定による市町村長の認定を受けた方が対象です。
		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証５号の規定による市町村長の認定を受けた法人又は個人（小規模以外）で、売上減少率が５％～15％未満の方が対象です。※小規模以外とは「従業員20名（商業・サービス業は５名）以下」に該当しない方。

備、エネルギー支援、グループ連携、県アグリを除く）　※②セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。
る場合の保証料率は、0.76%となります。　※⑤ セーフティネット1号～4号および6号認定を併用する場合の保証料率は、0.70%となります。　※⑥ お借入後の料率は各金融機関の基準金
2億円　※⑧ 2,000万円を超えるお申込みについては2口のお借り入れとなります。　※⑨ 創業支援資金をお使いの方は別途限度額の定めがございます。詳しくはお問い合わせください。
なります。　※⑫ 一部の対象者を除き、国から利子補給があります（貸付から3年間）。4年目以降の利率はセーフティネット保証4号、危機関連保証の場合1.15%、セーフティネット保証5号

主な保証制度一覧　（国制度・協会制度）

	制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率（%）	保証料率（企業負担、%）
国・保証協会の特別保証制度	継続型短期融資保証	継続短期	100万円以上5,000千万円以内	1年（ただし、5回まで更新可能）	1.5以内	1.80以内
	経営相談付長期設備資金	順風満帆	2,000万円以上2億8千万円以内	20年	金融機関所定	1.80以内
	当座貸越根保証	当貸	2億8千万円	2年（更新可）		1.62以内
	事業者カードローン	カード	2,000万円			
	小規模企業者カードローン	カードmini	一般枠：300万円 創業者枠：100万円			
	経営承継関連保証	経営承継	2億8千万円	運転　10年 設備　15年		1.90以内
	特定経営承継関連保証	特定経営承継	2億8千万円			
	経営承継準備関連保証	経営承継準備	2億8千万円			
	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	2億8千万円			1.15以内
	事業承継特別保証制度	承継特別	2億8千万円	10年		1.90以内（経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合1.15以内）
	税理士推薦特別保証	税理士推薦	2,000万円（直近における平均月商の3カ月の範囲内）			1.90以内
	流動資産担保融資保証	流動資産	2億円	1年（更新可）		0.68以内

継続型短期融資『継続短期』

経常運転資金の一部について短期資金を一定期間継続してご利用いただくことにより、ご利用期間中の安定した資金繰りを確保していただけます。

本制度の特徴
○利用期間中は約定返済なしで、手元資金に余裕を持たせることができます。
○1年ごとに要件チェックを行い、初回申込から最大で5回更新可能です。

以下の要件に該当する方がご利用できます。
☑利用要件チェック
①お申込金融機関からのお借入れがある方（既存の保証協会付借入を除く）
②法人の場合、直近決算にて経常利益を計上している方
　個人の場合、直近の確定申告における申告所得額が200万円以上の方

借入限度額	100万円以上5,000万円以内 （ただし直近決算における平均月商の2倍以内）
保証期間	1年以内 （ただし初回利用時の終期は確定決算の申告期限から概ね2ヵ月以内）
借入利率	1.5%を上限として、各金融機関が定めます。
保証料率	1.80%以内 （申込時の信用力より0.1%低い料率を適用）
資金使途	運転資金・軽微な設備資金 ※初回申込時は申込金額の30%を上限として、既存の保証協会付借入の借り換えが可能です。

小規模企業者カードローン（カードmini）

事業資金をタイムリーにご利用いただけるカードローンにより、小規模企業者の経営の安定と、健全な発展を応援します。

本制度の特徴
○あらかじめ利用可能な金額を枠として定めておき、その枠の範囲内であれば、必要な時に必要な資金をご利用できます。
○1年又は2年ごとに要件チェックを行い、更新による継続利用も可能です。

以下の要件に該当する小規模企業者の方がご利用できます。
小規模企業者…常時使用する従業員が20名(商業・サービス業は5名)以下であること
☑利用要件チェック
【一般枠】
①業歴が1年以上で、1期以上の決算を行っている方
②最近2年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは債務超過でないこと
【創業者枠】
①創業計画書が提出できること
②事業を開始していることを確認できる書類の提出ができること

	一般枠	創業者枠
借入限度額	300万円 ※平均月商の3ヶ月以内で本制度を含む保証残高が3,000万円以内	100万円 ※本制度を含む保証残高が3,000万円以内
保証期間	2年（更新可）	
借入利率	金融機関所定利率	
保証料率	0.39%～1.62%	
資金使途	運転資金・設備資金	

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和２年７月１日現在

担　保	取扱金融機関	備　　考
必要に応じ	約定書締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね５年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。
必要に応じ		設備投資や事業拡大を行う場合に、低利・長期の資金調達を可能にするとともに、外部の専門家を派遣しサポートを行います。
保証金額５千万円までは原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組（当貸除く）、みずほ銀行、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行（カード、カードmini除く）、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行、商工中金（カード、カードmini除く）、かづの農協（当貸のみ）	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。
原則不要		金融機関のＡＴＭやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。
原則不要		従業員数20名以下（商業、サービス業は５名以下）の小規模企業者の方のタイムリーな資金調達を支援します。
必要に応じ	約定書締結金融機関	事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など）
		事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（前代表者が所有する株式等取得資金など）
		他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（M&Aによる株式等取得資金など）
		事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など）
		事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。事業承継ネットワーク等が雇用する経営者コーディネーターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げします。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。
原則不要		東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調達を支援します。
在庫または売掛債権のみ		在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。

税理士推薦特別保証

東北税理士会秋田県支部連合会、金融機関、保証協会が連携して、円滑な事業資金調達を支援します。

本制度の特徴
○東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人の推薦を受けることで、迅速な保証審査が可能となります。

以下の要件に該当する方がご利用できます。
☑利用要件チェック
①東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している
②顧問契約を締結している税理士及び税理士法人が月次管理を行ったうえで作成された確定申告を２期以上有す

借入限度額	2,000万円 (平均月商の３カ月分または2,000万円以内のどちらか低い額) ※本制度を含む保証残高が8,000万円以内
保証期間	10年以内
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	1.90％以内 (所定のチェックリストを提出した場合、0.1％割引)
資金使途	運転資金・設備資金

秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』

事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。

本制度の特徴
○経営者保証を不要とすることができる。
○既存の借入金（経営者保証あり）について、本制度（経営者保証なし）で借り換えが可能

以下の要件に該当する方がご利用できます。
☑利用要件チェック
①これから事業承継を予定している方又は令和2年1月以降に事業承継し、３年経過していない方
②資産超過、返済緩和している借入金がない、法人と経営者の分離がなされている、EBITDA有利子負債倍率10倍以内であること

借入限度額	２億円
保証期間	10年（据置期間１年）以内
借入利率	1.30％ (経営者コーディネーターの確認を受けた場合、1.10％)
保証料率	0.60％以内 (経営者コーディネーターの確認を受けた場合、０％)
資金使途	事業承継時までに必要な資金 既存の借入金返済資金 ※ただし、事業承継済みの方は、事業承継前の既存の借入金返済資金に限る。

主な保証制度一覧　（市町村制度）

令和２年７月１日現在

① 一般資金（原則として、責任共有制度の対象となります）

市町村名	略　称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利（%）
秋　田　市	マ　ル　市	運転・設備	3,000 万円	10 年	1.75
男　鹿　市	マ　ル　男		1,500 万円		
潟　上　市	マ　ル　K		2,000 万円		
五　城　目　町	マ　ル　五		1,000 万円		
八　郎　潟　町	マ　ル　八		1,000 万円		
井　川　町	マ　ル　井		1,000 万円		
大　潟　村	マ　ル　潟		1,000 万円		
大　館　市	マ　ル　大	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.75
鹿　角　市	マ　ル　鹿		2,000 万円		
北　秋　田　市	マ　ル　北		1,000 万円		
小　坂　町	マ　ル　坂		1,000 万円		
上　小　阿　仁　村	マ　ル　上		1,000 万円		
能　代　市	マ　ル　能	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.75
八　峰　町	マ　ル　樋		1,000 万円		
三　種　町	マ　ル　三		2,000 万円		
藤　里　町	マ　ル　藤		1,000 万円		
由　利　本　荘　市	マ　ル　荘	運転・設備	2,000 万円	7 年	1.95
に　か　ほ　市	マ　ル　に		2,000 万円	10 年	
大　仙　市	マ　ル　仙	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.75
仙　北　市	マ　ル　セ		2,000 万円		
美　郷　町	マ　ル　美		1,500 万円		
横　手　市	マ　ル　横	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.75
湯　沢　市	マ　ル　ゆ		2,000 万円		
羽　後　町	マ　ル　羽		2,000 万円	15 年	所定
東　成　瀬　村	マ　ル　東	運転	1,000 万円	10 年	1.75
		設備	2,000 万円		

② 小規模事業者向けの資金

・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
・従業員数 20 名以下（商業・サービス業の場合は５名以下）で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000 万円以内となる小規模企業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利（%）
秋　田　市	マ ル 市 小 口	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.55
男　鹿　市	マ ル 男 小 口		1,500 万円		
潟　上　市	マ ル K 小 口		1,250 万円		
五　城　目　町	マ ル 五 小 口		1,000 万円		
八　郎　潟　町	マ ル 八 小 口		1,000 万円		
井　川　町	マ ル 井 小 口		1,000 万円		
大　潟　村	マ ル 潟 小 口		1,000 万円		
大　館　市	マ ル 大 小 口	運転・設備	1,250 万円	10 年	1.55
鹿　角　市	マ ル 鹿 小 口		2,000 万円		
能　代　市	マ ル 能 小 口	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.55
八　峰　町	マ ル 樋 小 口		1,000 万円		
三　種　町	マ ル 三 小 口		2,000 万円		
藤　里　町	マ ル 藤 小 口		1,000 万円		
由　利　本　荘　市	マ ル 荘 小 口	運転・設備	2,000 万円	7 年	1.75
に　か　ほ　市	マ ル に 小 口		2,000 万円	10 年	
大　仙　市	マ ル 仙 小 口	運転・設備	1,250 万円	10 年	1.55
仙　北　市	マ ル セ 小 口		1,250 万円		
美　郷　町	マ ル 美 小 口		1,250 万円		
横　手　市	マ ル 横 小 口	運転・設備	1,250 万円	10 年	1.55
湯　沢　市	マ ル ゆ 小 口		2,000 万円		
東　成　瀬　村	マ ル 東 小 口	運転	1,000 万円		
		設備	2,000 万円		

③ 創業者向けの資金

・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
・不動産取得に係る資金は対象外となります。（秋田市を除く）

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利（%）
秋　田　市	マ ル 市 創 業	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.55（1.75）
秋　田　市	マ　ル　無		500 万円		1.55
男　鹿　市	マ ル 男 創 業		1,000 万円		
五　城　目　町	マ ル 五 創 業		1,000 万円		
八　郎　潟　町	マ ル 八 創 業		1,000 万円		
井　川　町	マ ル 井 創 業		1,000 万円		
大　館　市	マ ル 大 創 業	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.55
鹿　角　市	マ ル 鹿 創 業		1,000 万円		
小　坂　町	マ ル 坂 創 業		1,000 万円		
能　代　市	マ ル 能 創 業	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.55
八　峰　町	マ ル 樋 創 業		1,000 万円		
三　種　町	マ ル 三 創 業		2,000 万円		
藤　里　町	マ ル 藤 創 業		1,000 万円		
に　か　ほ　市	マ ル に 創 業	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.75
大　仙　市	マ ル 仙 創 業	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.55
仙　北　市	マ ル セ 創 業		1,000 万円		
美　郷　町	マ ル 美 創 業		1,000 万円		
横　手　市	マ ル 横 創 業	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.55

●各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
●担保は必要に応じご提供いただくこともございます。（各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。）
●保証料は各市町村で全額または一部を補給しております。
●各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。

新しい取り組み

「秋田市『未来応援』ファンド」について

当協会では、秋田市内で新たに事業を立ち上げるベンチャー企業や新事業展開、事業承継を検討される中小企業者・小規模事業者の皆様への応援を一層強化すると共に、地方創生に貢献することを目的として「秋田市『未来応援』ファンド」に出資いたしました。

ファンド概要

ファンド名称：秋田市中小企業振興投資事業有限責任組合
設　立　日：令和元年11月15日
ファンド規模：3億円
ファンド期間：10年間（一定の範囲で延長可能）
投資対象企業：秋田市内に事業所を有する以下の企業
①新たな事業を立ち上げるベンチャー企業及び第二創業（新事業展開）を図る中小企業
②競争優位性を持ち、今後も事業拡大が期待できる中小企業
③競争力を有するものの事業承継問題を抱える中小企業
④秋田市に縁のある中小企業
運営会社：辻･本郷ビジネスコンサルティング株式会社
出　資　者：秋田市、株式会社秋田銀行、株式会社ゆうちょ銀行、秋田県信用保証協会

スキーム図

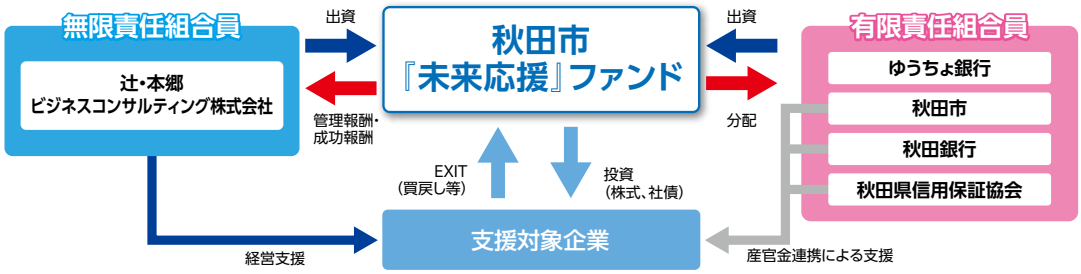

税理士推薦特別保証制度の創設

当協会では、中小企業の経営の安定及び経営の基盤強化を目的とした支援に連携して取り組むため、平成31年2月1日に東北税理士会秋田県支部連合会様と「中小企業支援等に関する覚書」を締結し、令和元年12月に税理士推薦特別保証制度を創設しました。

県内で事業を営む中小企業者で、次の要件をすべて満たす方がご利用できます。
（１）東北税理士会秋田県支部連合会の会員である税理士または税理士法人と顧問契約を締結している。
（２）顧問税理士等が月次管理を行ったうえで作成された確定申告を2期以上有する。
（３）顧問税理士等から所定の推薦書が提出されている。

限 度 額：2,000万円（平均月商の3カ月の範囲内）
保証期間：10年
保証料率：0.45%～1.90%
（チェックリストによる割引有り）
※県や市町村などの特別保証制度との併用が可能です。

信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会役員・組織図
信用補完制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）
新しい取り組み
企業支援のための取り組み
令和元年度業務実績
令和元年度決算報告
令和2年度経営計画について
個人情報の保護について
コンプライアンスについて

秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』の創設

県内の中小企業・小規模事業者の皆様の円滑な事業承継を支援するべく、令和2年4月1日に全国統一保証制度として創設された「事業承継特別保証制度」に準拠して、秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』を創設しました。

秋田県事業承継ネットワーク事務局が雇用する経営者保証コーディネーターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営状況の確認を受けた場合、借入利率の引き下げと、秋田県より保証料全額補給を受けることができます。

利用要件	①これから事業承継を予定している方又は令和２年１月以降に事業承継し、３年経過していない方 ②資産超過、返済緩和している借入金がない、法人と経営者の分離がなされている、ＥＢＩＴＤＡ 有利子負債倍率が 10 倍以内であること
借入限度額	2億円以内
保証期間	10年（据置期間1年以内）
借入利率	1．30% （経営者コーディネーターの確認を受けた場合、1．10%）
保証料率	0．60%以内 （経営者コーディネーターの確認を受けた場合、0%）
資金使途	事業承継時までに必要な資金 既存の借入金返済資金 ※ただし、事業承継済みの方は、事業承継前の既存の借入金返済資金に限る。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援について

当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆様への支援に全力で取り組んでおります。

○相談体制

当協会では、令和2年1月29日より本所・各支所に「経営相談窓口」を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響をうけた中小企業・小規模事業者の皆様のご相談を受け付けております。

○資金支援

新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少や資金繰り等に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆様への資金支援として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）、危機関連保証に加え、秋田県や各市町村と連携し、特別保証制度を創設しました。

秋田県又は各市町村による保証料全額補給や一部利子補給を行うなど、県内の中小企業・小規模事業者の皆様の事業継続や経営の安定を図るべく、全力で支援しております。

また、令和2年5月1日から最大で保証料全額及び3年間の利子補給を受けられる「秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資保証」の取扱いも開始しました。

企業支援のための取り組み

専門家派遣事業

お客様が「強み」を伸ばし、また課題を解決するためのお手伝いとして、マーケティングや情報システム化、税務・会計など様々な分野の専門家を派遣しております。派遣に係る費用は当協会が負担いたしますので、お客様には無料※でご利用いただけます。令和元年度は86企業からご利用いただきました。

※派遣回数を超えた分の費用は、お客様の負担となる場合があります。

対　　象	当協会をご利用中の方・これからご利用される方 (原則年1回専門家派遣事業のご利用が可能です。)
派遣回数	最大5回
謝　　金	専門家への謝金は当協会が負担します
旅費･宿泊費	専門家の旅費・宿泊費は当協会が負担します (ただし、金額に上限があります)
派遣先企業数	150社 (予定)

創業支援

創業を計画している方や創業後間もない方を対象に、当協会創業支援担当職員が、創業前から事業が安定するまで一貫した支援を行います。

◆企業訪問・フォローアップ

お客様を訪問し、創業後の状況やお悩みなどを共有し、お客様の課題解決に向けてサポートを行います。

◆起業者交流会の開催

起業・創業に必要な情報提供を行うほか、不安感の解消や人脈形成のお手伝いとして、起業者同士の交流の場をご提供します。

◆創業ガイドブックの作成・支援メニューの提供

創業のための準備や、創業に関する保証制度、関係機関の補助金や相談窓口などの情報をご提供します。

◆起業塾への講師派遣

関係機関主催の起業塾でアドバイスを行っています。

【起業者交流会】県内6地区で実施

【女性起業者交流会】外部講師による講演、参加者同士の情報交換を行い、多くの女性起業者が交流

関係機関との連携

◆秋田県中小企業支援ネットワーク

中小企業の育成・再生のトータルサポートを行うため、秋田県・金融機関・経営支援機関等と「秋田県中小企業支援ネットワーク」を形成し、情報共有や個別企業の支援を行っています。

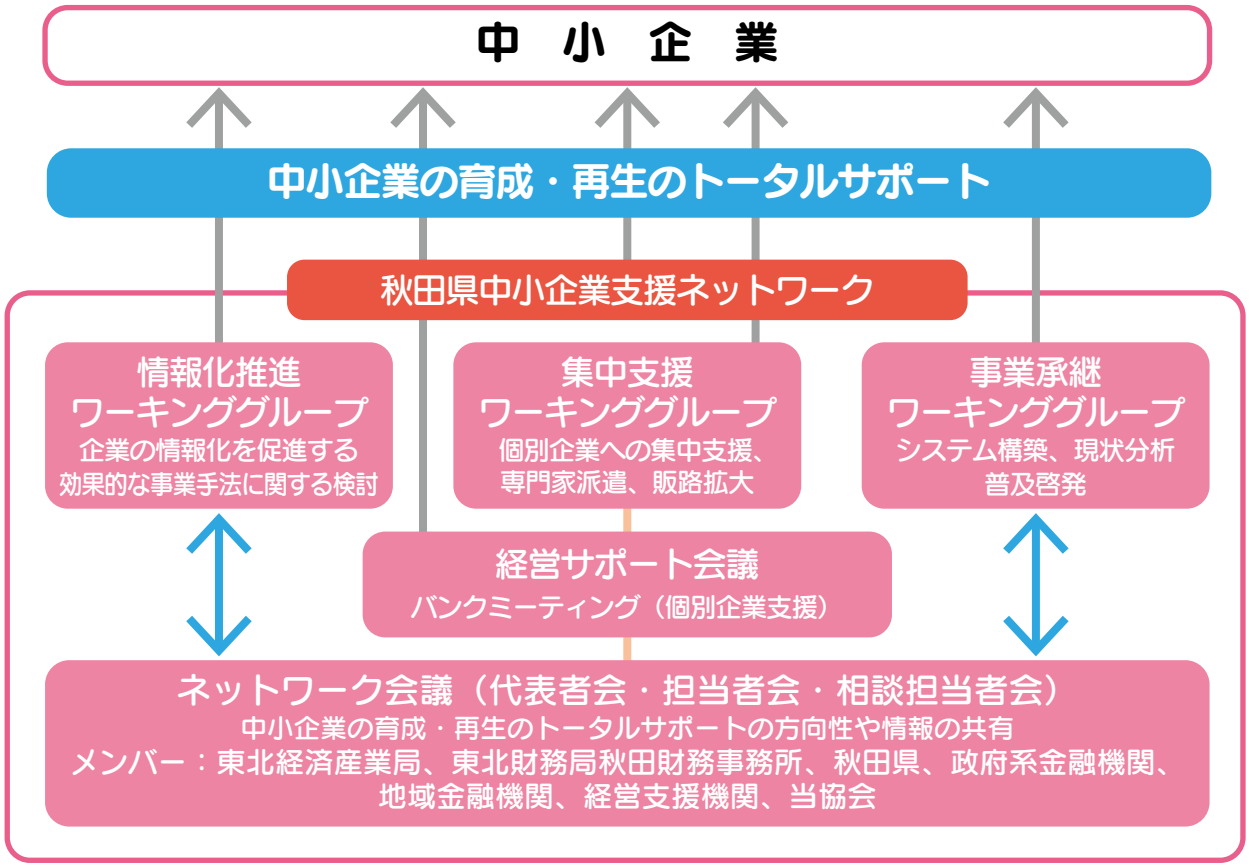

※集中支援ワーキンググループおよび経営サポート会議（バンクミーティング含む）については、当協会が事務局を担当しています。
令和元年度開催回数　　経営サポート会議　135回　　集中支援ワーキンググループ会議　2回

◆事業承継相談機関との連携

当協会では、経営者の高齢化、後継者不在による事業承継問題が深刻化している状況を踏まえ、将来の事業存続に課題や悩みを抱えるお客様を訪問し、事業承継に向けた準備や、事業承継相談機関へ紹介するなど具体的な手続きのお手伝いをしております。

相談窓口メニュー

当協会では、中小企業の皆様を応援するため、下記の相談窓口を設けて対応しております。
お近くの協会窓口または当協会ホームページよりお気軽にご相談ください。
（お近くの協会窓口は最終ページをご参照ください）

資金繰り相談	金融機関紹介相談	事業計画 経営計画 策定支援	経営診断サービス	ICT・情報化	デザイン 知的財産	商談会 展示会

セミナー等の開催

専門家の講演・講話により、県内中小企業の経営課題解決や新たな事業展開のお役に立てるよう、セミナー等を開催しております。

令和元年8月29日（木）に「ＩＣＴセミナー」を開催いたしました。

小規模の飲食、小売、サービス事業者を対象としたセミナーで、当日は10名のご参加をいただきました。

セミナーでは、マネジメントオフィス檜代表吉野智人氏に講師を務めていただき、『売上アップに貢献！「わかって、できる」ＳＮＳ超活用講座』と題し、ＳＮＳマーケティングを成功させるためのプロセス、ターゲット顧客の状態に応じたツールの選定や情報発信の違いなど、事例を交えながらご講演いただきました。

販路拡大支援

商談会・展示会出展支援

販路拡大や受発注の機会増加に向けて、商談会等への参加斡旋や出展ブース料補助等を行っています。また、各種支援メニューの情報提供や専門家派遣事業の併用により、商品パンフレットの作成やアイテムのブラッシュアップなど、より効果的な出展ができるようサポートします。

令和元年度の取り組み	
県産食材マッチング商談会2019 主催：秋田県 日時：令和元年7月11日（木） 場所：秋田テルサ	出展あっせん　17社
OSAKAビジネスフェアものづくり展2019 主催：大阪信用保証協会 日時：令和元年11月20日（水） 場所：マイドームおおさか	出展あっせん　3社

県産食材マッチング商談会2019

OSAKAビジネスフェアものづくり展2019

令和元年度業務実績

事業概況（過去５年間）

保証承諾

（単位：件、百万円、%）

年度＼項目	件数	金額	前年比
27年度	7,608	74,322	106.2
28年度	8,262	73,639	99.1
29年度	8,109	74,179	100.7
30年度	8,345	68,689	92.6
元年度	7,877	71,630	104.3

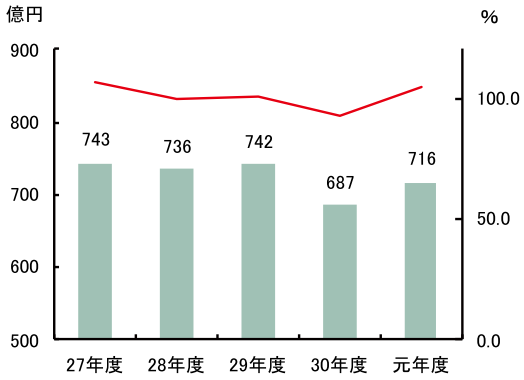

保証残高

（単位：件、百万円、%）

年度＼項目	件数	金額	前年比
27年度	29,487	231,873	95.4
28年度	28,269	213,101	91.9
29年度	27,652	200,370	94.0
30年度	26,656	186,788	93.2
元年度	26,032	180,044	96.4

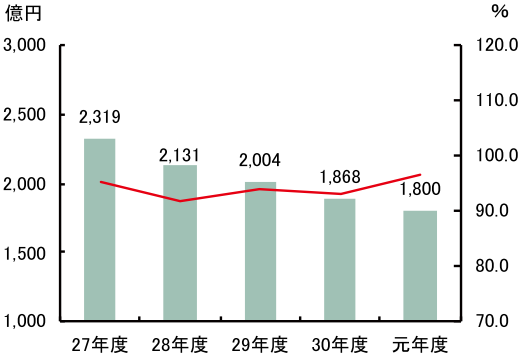

代位弁済

（単位：件、百万円、%）

年度＼項目	件数	金額	前年比
27年度	347	2,910	79.2
28年度	401	3,604	123.8
29年度	419	3,314	92.0
30年度	332	2,737	82.6
元年度	362	2,507	91.6

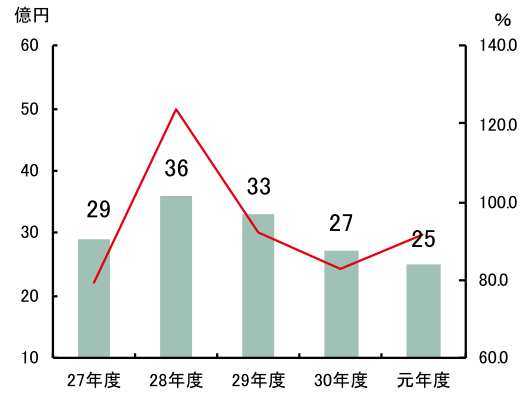

保証利用企業数

（単位：企業、%）

年度＼項目	企業数	増減数	※利用度
27年度	14,034	-219	39.3
28年度	13,628	-406	40.0
29年度	13,551	-77	38.6
30年度	13,357	-194	40.4
元年度	13,063	-294	39.5

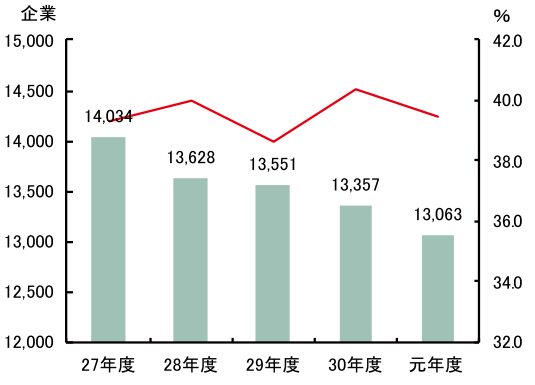

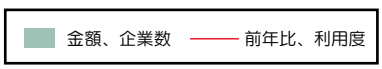

※利用度：保証利用企業数÷中小企業者数
（2020年版中小企業白書付属統計資料）

令和元年度金融機関別保証状況

保証承諾

（単位：件、百万円、％）

金融機関＼項目	件　数	金　額	前年比
地方銀行	6,013	59,305	104.0
第二地方銀行	88	997	128.5
信用金庫	1,270	7,518	101.5
信用組合	491	3,420	111.1
その他	15	389	100.7
合計	7,877	71,630	104.3

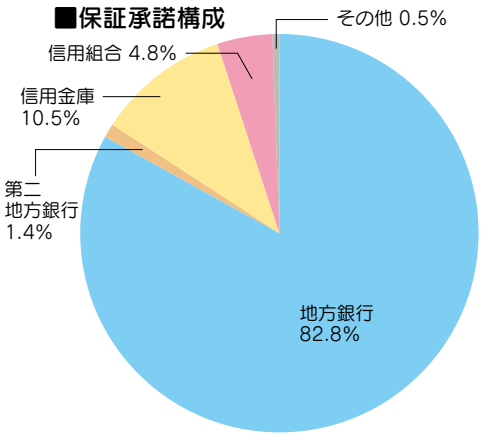

保証残高

（単位：件、百万円、％）

金融機関＼項目	件　数	金　額	前年比
地方銀行	20,254	149,977	96.1
第二地方銀行	319	2,309	95.4
信用金庫	3,867	18,153	97.8
信用組合	1,433	7,698	104.6
その他	159	1,908	80.7
合計	26,032	180,044	96.4

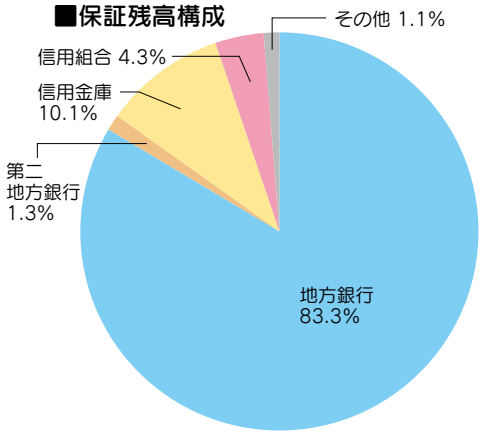

代位弁済

（単位：件、百万円、％）

金融機関＼項目	件　数	金　額	前年比
地方銀行	261	1,810	89.2
第二地方銀行	2	29	281.0
信用金庫	56	365	74.2
信用組合	36	193	118.9
その他	7	110	257.5
合計	362	2,507	91.6

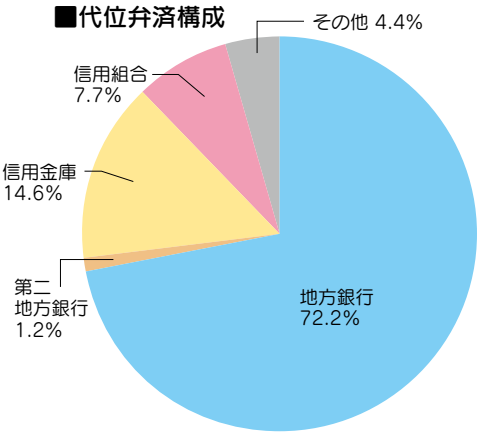

令和元年度業種別保証状況

保証承諾

（単位：件、百万円、％）

業種＼項目	件　数	金　額	前年比
製　造　業	1,121	11,619	106.9
建　設　業	2,167	18,657	94.9
小　売　業	1,974	14,021	104.6
サービス業	1,280	10,103	107.5
卸　売　業	594	8,442	111.2
そ　の　他	741	8,789	113.1
合　　計	7,877	71,630	104.3

■保証承諾構成比

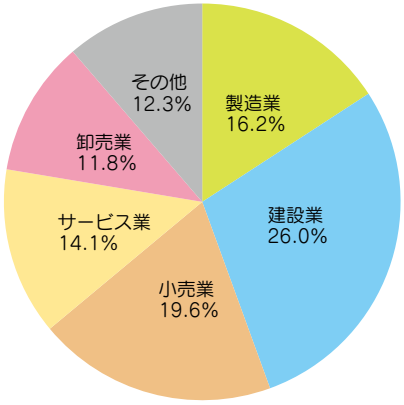

保証残高

（単位：件、百万円、％）

業種＼項目	件　数	金　額	前年比
製　造　業	3,723	28,729	95.7
建　設　業	6,773	41,819	94.3
小　売　業	6,441	33,612	98.6
サービス業	4,470	31,046	97.1
卸　売　業	1,740	16,561	95.5
そ　の　他	2,885	28,277	97.4
合　　計	26,032	180,044	96.4

■保証残高構成比

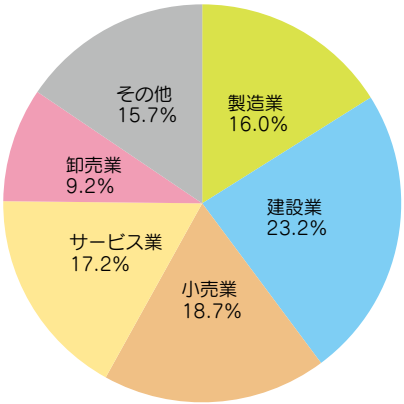

代位弁済

（単位：件、百万円、％）

業種＼項目	件　数	金　額	前年比
製　造　業	50	378	113.4
建　設　業	74	310	53.9
小　売　業	114	659	96.1
サービス業	47	463	84.7
卸　売　業	47	447	135.1
そ　の　他	30	251	94.2
合　　計	362	2,507	91.6

■代位弁済構成比

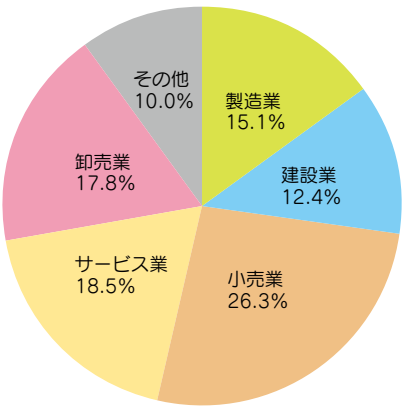

令和元年度制度別保証状況

保証承諾

（単位：件、百万円、％）

制度＼項目	件　数	金　額	前年比
普通保証	151	4,327	79.7
協会制度	2,361	20,992	100.8
国制度	25	655	148.3
県制度	1,630	20,988	130.8
市町村制度	3,710	24,669	95.1
その他	0	0	－
合計	7,877	71,630	104.3

■保証承諾構成比

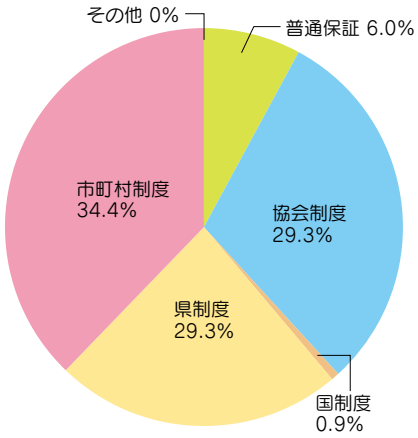

保証残高

（単位：件、百万円、％）

制度＼項目	件　数	金　額	前年比
普通保証	706	15,368	99.5
協会制度	4,823	35,671	107.3
国制度	144	2,804	107.6
県制度	8,488	67,586	86.7
市町村制度	11,871	58,616	101.9
その他	0	0	－
合計	26,032	180,044	96.4

■保証残高構成比

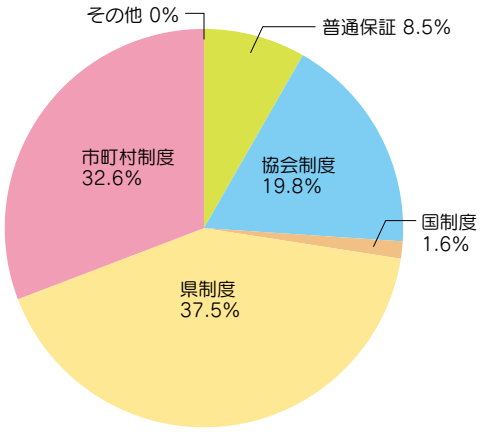

代位弁済

（単位：件、百万円、％）

制度＼項目	件　数	金　額	前年比
普通保証	7	32	34.6
協会制度	39	338	335.4
国制度	7	17	17.3
県制度	197	1,598	81.7
市町村制度	112	523	106.4
その他	0	0	－
合計	362	2,507	91.6

■代位弁済構成比

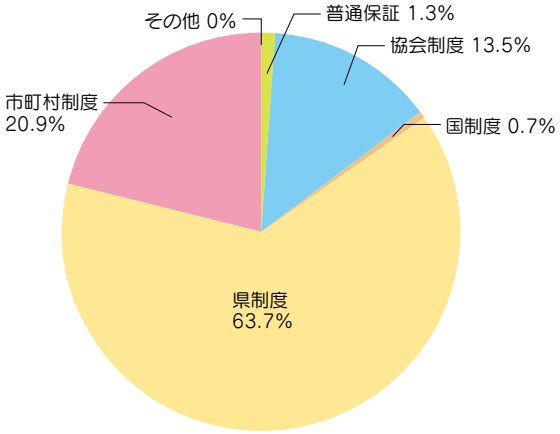

信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会役員・組織図
信用補完制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）
新しい取り組み
企業支援のための取り組み
令和元年度業務実績
令和元年度決算報告
令和2年度経営計画について
個人情報の保護について
コンプライアンスについて

令和元年度市郡別保証状況

（単位：件、百万円、%）

項目／地域	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
秋田市	2,324	23,169	108.7	7,835	58,268	96.8	145	1,136	97.5
男鹿市	184	1,363	98.5	667	5,139	91.1	9	97	141.7
潟上市	248	1,993	105.8	788	5,215	96.4	13	137	60.7
南秋田郡	146	1,258	99.1	454	2,857	97.8	3	3	3.6
大館市	578	5,323	106.3	1,921	13,113	95.4	21	85	179.4
鹿角市	217	1,891	88.3	883	5,809	93.4	26	190	251.5
北秋田市	223	1,884	106.4	682	4,396	97.4	5	22	34.1
鹿角郡	15	77	44.7	88	674	85.3	1	0.2	-
北秋田郡	16	87	46.7	70	502	96.8	0	0	-
能代市	459	3,719	87.6	1,501	9,708	96.7	19	96	62.3
山本郡	176	1,212	79.4	619	3,596	91.8	11	55	-
由利本荘市	644	4,471	115.3	1,934	9,518	97.1	6	12	41.9
にかほ市	251	2,602	91.9	925	7,077	97.4	11	125	77.0
大仙市	645	5,950	112.7	2,095	14,788	98.5	15	58	26.9
仙北市	264	2,210	106.9	850	5,846	99.3	16	105	152.6
仙北郡	110	941	72.3	393	2,451	91.4	2	4	-
横手市	887	8,168	113.2	2,709	19,029	97.5	28	233	152.7
湯沢市	355	3,607	90.3	1,184	8,648	94.5	17	74	50.4
雄勝郡	102	889	107.8	323	1,679	97.8	10	30	97.8
県外	33	817	204.6	111	1,733	93.7	4	45	105.0
合計	7,877	71,630	104.3	26,032	180,044	96.4	362	2,507	91.6

経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする保証の取扱いを行っております。令和元年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

	令和元年度
①信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	7,877
②無保証人で信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	2,987
③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の場合（法人・個人を含む）	37.9%

	令和元年度
④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	295

	令和元年度
⑤「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	5

	令和元年度
⑥代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	20
⑦代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	188
⑧代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	345
⑨代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	2
⑩　⑥～⑨の合計	555

信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会役員・組織図
信用補完制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）
新しい取り組み
企業支援のための取り組み
令和元年度業務実績
令和元年度決算報告
令和2年度経営計画について
個人情報の保護について
コンプライアンスについて

令和元年度決算報告

貸借対照表（R2.3.31現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	17,877,407
預け金	7,755,334	基金	10,847,937
普通預金	128,049	基金準備金	7,029,471
定期預金	7,620,000	制度改革促進基金	0
郵便貯金	7,285	収支差額変動準備金	4,769,397
有価証券	17,433,944	責任準備金	1,081,332
地方債	9,396,790	求償権償却準備金	182,352
社債	8,034,154	退職給与引当金	460,981
株式	3,000	損失補償金	4,275,362
ファンド出資	4,580	保証債務	180,044,310
動産・不動産	365,246	借入金	0
損失補償金見返	4,275,362	短期・長期借入金	0
保証債務見返	180,044,310	収支差額変動準備金造成資金	0
求償権	552,583	雑勘定	2,355,454
雑勘定	615,237	仮受金	4,000
仮払金	76	保険納付金	35,370
厚生基金	91,895	損失補償納付金	10,473
連合会勘定	0	未経過保証料	2,302,208
未収利息	43,720	未払保険料	1,346
未経過保険料	479,546	未払費用	2,058
合計	211,046,596	合計	211,046,596

基本財産の状況（出資先構成割合）※基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

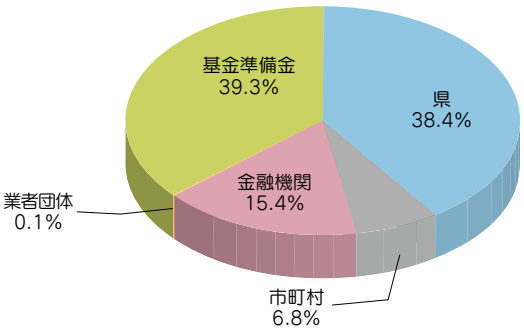

令和元年度貸借対照表

（単位：百万円）

借　方		貸　方	
現金預金	7,755	基本財産	17,877
有価証券	17,434	収支差額変動準備金	4,769
		責任準備金	1,081
		求償権償却準備金	182
		退職給与引当金	461
動産・不動産	365	雑勘定（※うち未経過保証料）	2,355（2,302）
求償権	553		
雑勘定（※うち未経過保険料）	615（480）		
※以下の科目を資産と負債を同額計上しています			
保証債務見返	180,044	保証債務	180,044
損失補償金見返	4,275	損失補償金	4,275

株式会社の資本金に相当するもので、基金と基金準備金で構成されています。
基金の出資先は県・市町村、金融機関等です。
基金準備金は株式会社の繰越利益に相当するもので、過去の収支差額の累計です。

代位弁済の支払準備資産等として地方債や安全な社債等を保有しています。

収支差額に欠損が生じたとき、または急激な保証増加により基本財産の増強が必要になった場合、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぎます。

将来の不測の事態に備えるため積み立てしており、貸倒引当金に相当します。

ここに計上している求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却(回収困難なもの、日本政策金融公庫から受領した保険金及び連合会や地交体から受領した損失補償金相当額等)を控除したものです。

資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって、一定の割合額を積立てしています。

未経過保険料とは当年度に日本政策金融公庫に支払った信用保険料のうち、翌事業年度にかかる分を計上しており、前払金に相当します。

未経過保証料とは受領した信用保証料のうち、当年度決算期に入らない翌事業年度以降にかかる分を計上しており、前受金に相当します。

信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会役員・組織図
信用補完制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）
新しい取り組み
企業支援のための取り組み
令和元年度業務実績
令和元年度決算報告
令和2年度経営計画について
個人情報の保護について
コンプライアンスについて

収支計算書（H31.4.1～R2.3.31）

（単位：千円）

支出		収入	
経常支出	1,884,318	経常収入	2,369,870
業務費	814,300	保証料	1,788,175
借入金利息	0	預け金利息	6,447
信用保険料	1,040,218	有価証券利息・配当金	260,688
責任共有負担金納付金	24,517	延滞保証料	5,605
雑支出	5,283	損害金	25,022
		事務補助金	9,976
		責任共有負担金	254,914
経常収支差額	485,552	雑収入	19,043
経常外支出	3,760,110	経常外収入	3,555,449
求償権償却	2,476,426	償却求償権回収金	81,130
補填金償却	2,121,078	責任準備金戻入	1,121,206
自己償却	355,348	求償権償却準備金戻入	229,581
雑勘定償却	69	求償権補填金戻入	2,121,078
退職金	1,332	保険金	1,920,027
責任準備金繰入	1,081,332	損失補償補填金	201,051
求償権償却準備金繰入	182,352	補助金	0
その他支出	18,598	その他収入	2,454
経常外収支差額	-204,661		
		制度改革促進基金取崩額	0
当期収支差額	280,891	収支差額変動準備金取崩額	0

令和元年度収支計算書

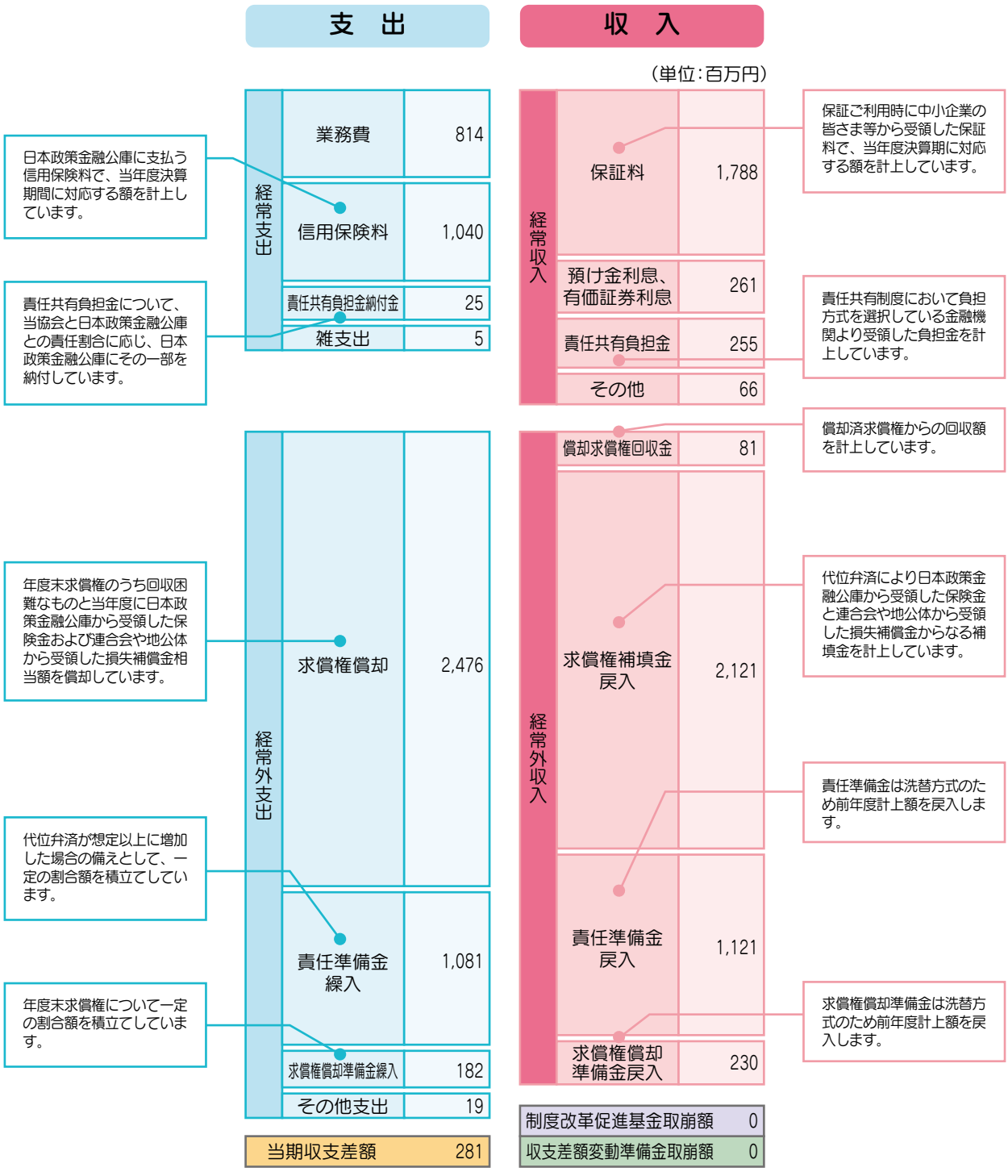

令和元年度経営計画（実績）に関する評価

当協会では、経営の透明性を一層高め、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を果たすことを目的に「外部評価委員会」を設置しています。

令和元年度経営計画（実績）についても外部評価委員会の評価を受け、その概要をホームページにて公表しています。

令和2年度 経営計画について

1. 業務環境

1 秋田県の経済情勢

秋田県内の経済情勢は、海外経済の減速を要因として、製造業を中心に一部力強さを欠く動きが見られるなど、注視が必要な状況となっていますが、これに加えて、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、国が「危機関連保証」を初めて発動するなど危機対応を要する状況へとシフトしており、中小企業の経営環境は非常に厳しい状況が見込まれております。

2 秋田県の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

人口減少、少子高齢化により、後継者不在等による休廃業の増加から本県の中小企業者数は減少を続けています。加えて、年々深刻さが増している人手不足問題などもあり、あらゆる業種において生産性向上への取り組みが求められています。

このため、当協会をはじめ中小企業支援機関に対しては、スムーズな事業承継や意欲的な起業を積極的に支援し、新たな担い手の発掘・育成に努めるとともに、生産性向上への支援を一層進めていくことが強く求められています。

2. 業務運営方針

中期事業計画の最終年である令和2年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の強化に向けた取り組みを土台としつつ、昨年度に政府が打ち出した「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」の趣旨に鑑み、新たに「事業承継支援の強化」を前年度まで取り組んできた4項目に加えるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に関する政府方針に呼応して積極的に資金繰り支援を実施し、中期事業計画の達成に向けて、役職員一人一人が高い目的意識を持ち、力を合わせてビジョンの実現に向け取り組みます。

- ○ **力強い金融支援の実施**
- ○ **創業者への支援強化**
- ○ **事業承継支援の強化**
- ○ **返済条件緩和先や小規模事業者への支援強化**
- ○ **効果的な経営支援**

3. 重点課題

1 力強い金融支援の実施

①事業活動に影響を与える外部環境等への万全な対応

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により事業活動に著しい支障を来す中小企業者に対して、国・県・市町村の施策に呼応し積極的に資金繰り支援を行うとともに、必要に応じて経営支援を行うなど、万全な対応を実施します。

②ニーズに合わせた保証の推進と保証利用の裾野拡大

中小企業のニーズに合わせた、利用しやすい保証の推進に努め、保証利用の活発化を推し進めます。また、中小企業や金融機関等に対し、当協会の取り組みや利用メリット等の情報を適宜提供するとともに、金融機関と協働しながら新たな資金需要を掘り起こすなどして、利用者の拡大に努めます。

③リスク分担による積極的な信用供与

金融機関と連携した経営支援体制の構築を一層進め、中小企業の安定的な資金調達や経営改善・生産性向上への取り組みを支援します。また、これまでにも増した金融機関との強固な連携関係の構築のため、日常的に金融機関との対話を行い更なる連携体制の強化に努めます。このことを通じて、当協会独自のアシストプラス ＋ の仕組みを活用しながら、金融機関との適切なリスク分担による効果的な経営支援と積極的な信用供与に取り組みます。

④事業性を評価した保証の推進

企業の財務分析に留まらず、企業訪問等により事業内容や成長可能性を把握するなど、信用力の発掘に努めます。

⑤保証利用の利便性向上

中小企業の資金需要への迅速な対応や、事前協議時および申込時の提出書類簡素化等を進め、保証利用の利便性向上と利用者の負担軽減に努めます。

2 創業者への支援強化

①創業者への金融支援の強化

創業・第二創業等のチャレンジを金融面でしっかりと支え、意欲的な起業を後押しし、新たな担い手の育成に努めます。

②創業保証利用者へフォローアップの強化

創業保証利用者の企業訪問を充実させ、必要に応じたフォローアップを実施するなど、経営の安定に努めます。

③創業準備段階者への情報提供の強化

これから創業しようとする創業準備段階者や学生等、将来の保証利用者に向けて、創業するために必要な情報の提供に努め、創業者のリスク低減等について支援します。

3 事業承継支援の強化

①事業承継時の金融支援の強化

事業承継という比較的リスクの高い局面を金融支援で支え、人・資産・知的財産など経営資源の承継に努めます。

②対象見込先への企業訪問の実施

事業承継特別保証制度の対象見込先に対する企業訪問を実施し、制度趣旨をＰＲするとともに、制度の対象とならない先については事業承継相談センター等に紹介するなど、関係機関と連携した事業承継支援を進めます。

4 返済条件緩和先や小規模事業者への支援強化

①返済条件緩和先や小規模事業者への支援強化

金融機関と連携しながら申込時の実地調査を徹底し、返済条件緩和企業が抱える課題の現状把握と改善策等について、中小企業・金融機関・当協会の３者間、および当協会本部と現課間、それぞれでの情報共有に努めます。併せて、金融機関による経営支援の実施状況を把握するとともに、必要に応じ、当協会主導による経営支援の実施を検討します。また、経営環境の厳しい小規模事業者に対して、金融機関や他の支援機関とも連携しながら、経営改善や事業再生に向けた支援を実施します。

5 効果的な経営支援の実施

①企業訪問の強化

企業訪問を通じて中小企業が抱える課題の共有に努め、その解決を得意とする支援機関への相談斡旋やニーズに沿った経営支援施策の利用斡旋を行うなど、金融支援を活かす効果的な経営支援を実施します。

②コーディネート機能を発揮した経営支援の実施

中小企業の強みを伸ばすとともに、悩みや課題の解決に向けて様々な分野の専門家を派遣するなど、経営支援施策の利用提案に努め、企業の競争力確保と生産性向上等につながる取り組みを支援します。

6 地方創生等への貢献

①地域ファンドへの取り組み

創業者や小規模事業者等の成長を支援する地域ファンドに参画するなど、地方創生等に貢献します。

②関係機関等と連携した事業の推進

県・市町村や金融機関等と協働して、地方創生等に向けた様々な取り組みについて当協会も主体的に関与し、地域の活性化を応援します。

7 活気ある保証協会の実現

①業務の効率化と合理化の推進

限られた人員のもと、年々多様化する中小企業のニーズに応えるため、職員からの提案を積極的に採用し、選択と集中による事務の効率化と合理化を進めます。

②当協会創立 70 周年記念事業への対応

令和 3 年 8 月 1 日に、当協会創立 70 周年を迎えることから、信用保証協会の基本理念に立ち返り、中小企業者や金融機関のニーズに沿った新たな事業を創出し、社会貢献・地域振興に努めます。

③自ら考え行動する自律的な職員の育成

中小企業への効果的な支援を進めるため、様々な情報をしっかりと共有する仕組みを整えるとともに、内部研修やＯＪＴの充実、効果的な協会外研修の実施に努めます。また、自己啓発への支援を拡充して職員個々の能力の向上を図ります。

8 コンプライアンス態勢の強化

①コンプライアンス意識の徹底

具体的な事例の情報共有等を通じ、適切な業務運営を徹底し役職員のより一層の意識向上とコンプライアンスの浸透を図ります。

②コンプライアンス態勢の徹底

コンプライアンスを全ての業務の基本に据え、コンプライアンス・マニュアルに基づいた業務の運営と、コンプライアンス・プログラムの策定による役職員の一層の意識向上によりコンプライアンス態勢を徹底します。

③内部監査の実施

基幹業務の事務処理についての適格性監査の他、具体的な対応方法や支援方法についての妥当性監査を実施します。また、主務省庁による監督・検査における指摘や指導に的確に対応するとともに、本部による各現課の管理状況、並びに部署毎の経営計画進捗状況についても検証します。

④個人情報保護の徹底と適正な管理

監査実施計画に基づく点検・監査を実施し、個人情報保護の啓発及び徹底を図るとともに、マイナンバー制度への適正な対応に努めます。

⑤ガバナンスの強化、経営計画等の公表

協会運営に関し、長期経営計画及び中期事業計画並びに年度経営計画等に基づく重要事項については、役職員間の認識共有を徹底し、ガバナンスの強化を図ります。

また経営計画の公表やディスクロージャー誌の発行等、適切な情報公開を通じた透明性の高い経営を実現します。

⑥反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証利用を未然に防止するため、保証利用の有無にかかわらず関連情報を集約し、データベースの充実を図ります。

また、暴追センターなど関係機関との連携を一層強化し、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力等との関係を遮断します。

4. 保証承諾等の見通し

令和２年度における保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項　　目	金　　額
保 証 承 諾	760億円
保証債務残高	1,780億円
代 位 弁 済	30億円
実 際 回 収	6億円

令和２年度経営計画の詳細は、ホームページで公開しております。

個人情報の保護について

個人情報保護宣言

秋田県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるに当たり、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（2）個人情報の取得・利用・提供

・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の１．「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
・個人信用情報センターから提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

（3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
・請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（１件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
・お客様の個人情報を個人情報保護法第２３条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 8.(3)「開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧下さい。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談

○　質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住　　所	秋田市旭北錦町１番47号
電 話 番 号	018−863−9011
部 署 名	監査室

信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会役員・組織図
信用補完制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）
新しい取り組み
企業支援のための取り組み
令和元年度業務実績
令和元年度決算報告
令和2年度経営計画について
個人情報の保護について
コンプライアンスについて

コンプライアンスについて

当協会は、信用保証協会法に基づき設立された公的機関であり、その公共的な使命に反し、信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することとし、以下の倫理憲章を定めています。

倫理憲章

（信用保証協会の公共性と社会的責任）

1．信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

（質の高い信用保証サービス）

2．経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3．あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

（反社会的勢力との対決）

4．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

（地域社会に対する貢献）

5．広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

コンプライアンス組織図
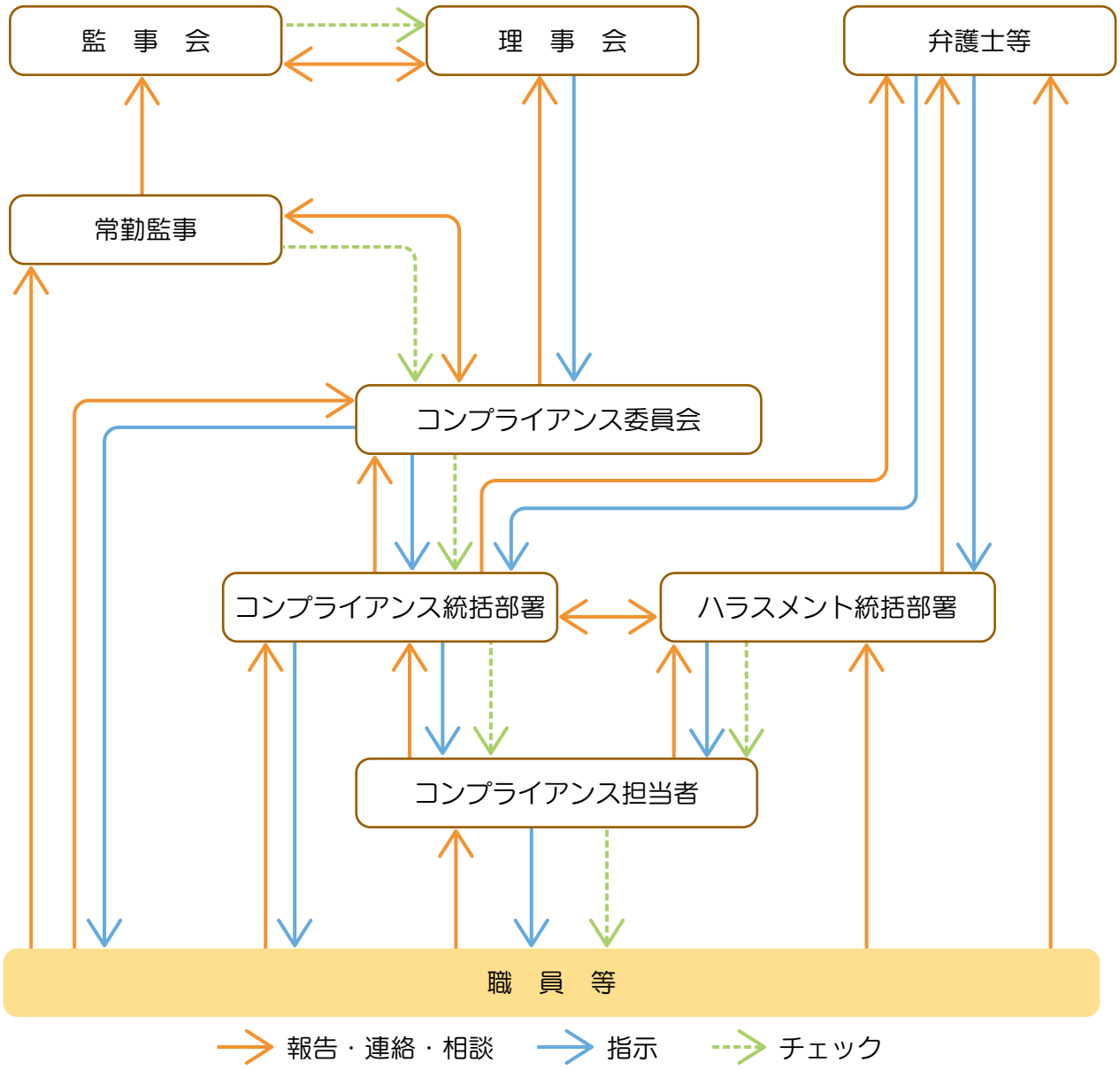
コンプライアンスの着実な実践を確保するため、以下の体制を整えています。